平成２９年第３回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日　時　　平成２９年３月２９日
　　１３時３０分～１６時５５分

会　場　　海老名市役所３階政策審議室

平成２９年第３回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成２９年３月２９日「平成２９年第３回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市政策審議室に招集した。招集委員は１４名、応召委員は１３名で次のとおりである。

1番　鈴木　守　　2番　加藤　晃　　3番　清水　澄雄　　4番　瀬戸　正己
5番　小島　冨士男　　6番　　7番　加藤　忠晴　　8番　竹内　章人
9番　尾上　富夫　　10番　井出　彰　　11番　木島　稔　　12番　森　征男
13番　齋藤　孝一　　14番　大矢　美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は６名で次のとおりである。

15番　中山　勇　　16番　塩脇　勉　　17番　新戸　和夫　　18番　守屋　福夫
19番　宮台　孝治　　20番　細川　英治

事務局の出席は次のとおりである。
事務局長　植松　正、　管理係長　鈴木　真、　主事　籔本　浩平、　主事　湊　大輝

会議事項は次のとおりである。
日程第１　議案第15号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第２　議案第16号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第３　議案第17号　引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第４　議案第18号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日程第５　議案第19号　農用地利用集積計画（案）について
日程第６　議案第20号　特定農地貸付け承認申請に関する承認について
日程第７　議案第21号　平成３０年度県農地等利用最適化の推進に関する意見（案）について（税制改正要望）

審議事項は次のとおりである。
⑴　農業用施設用地に係る転用届出について
⑵　非農地証明書の証明願いによる専決処分について

⑶ 生産緑地の斡旋について
⑷ 農地転用届出による専決処分について
⑸ 平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
⑹ 平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
⑺ 農地法第２５条の規定による和解の仲介結果について（報告）

会長が開会を宣言した。（開会の時間：　午後１時３０分）

【議　　長】　海老名市農業委員会会議規則第６条の規定により、本会議は成立しております。次に、農業委員会会議規則第１３条第２項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしのようでございますので、３番委員と、４番委員が欠席中でございますから、かわりまして５番委員を指名させていただきたいと思います。

次に報告事項を事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】　（先月の活動状況・農地の異動状況・県許可の状況を報告した。）

【議　　長】　報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　報告ですから、この程度にさせていただきたいと思います。

本日、傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第１４条では、委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということでございますので、よって、認めます。

傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより５の付議事項に入ります。

議案書６ページ、日程第１、議案第１５号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号７について、事務局から提案説明をお願いします。

【主　　事】　農地法第３条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることによる農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

議案書の６ページをご覧ください。受付番号７、申請地は、上郷字■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、農業振興地域内の田です。譲受人は、上郷■■■■■■■、■■■■、持ち分２分の１、■■■■、持ち分２分の１、譲渡人は、上郷■■■■■■■、■■■■、持ち分２分の１、■■■■、持ち分２分の１、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図は、資料１をご覧ください。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見をお願いいたします。２番委員。

【２番委員】　譲受人として■■■■さんと■■さんということで、渡し人が■■さんと■■さんということで、■■さんの長男の■■さんに世帯内贈与ということで、田んぼの状況、また、家庭の農業従事状況については特に問題ありませんので、よろしいかと思います。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　持ち分についてなのですが、■■■■さんと■■さんが２分の１ずつ持っている筆について、■■さんの持ち分２分の１の全部を■■さんに移転するということで、■■さんについての持ち分は移転しないのですが、持ち分が１分の１ずつ書くということにしておりまして、こういった表記になっております。譲受人の■■■■さんは２９歳で、■■さんの農家世帯の経営主は、■■さんでございます。農業に従事する世帯員は、農家台帳によると、■■さんと、■■さんの妻の■■さん、■■さんの母の■■さん、■■さんの息子で、この所有権を取得する■■さんの４人だそうです。申請人の■■■■さんの農業経験年数は８年、年間農業従事日数は６

０日、世帯の経営主の■■■■さんの農業経験年数は４２年、農業従事日数は、年間２００日、■■さんの妻の■■さんの農業経験年数は２０年、農業従事日数は、年間２００日、■■さんの母の■■さんの農業経験年数は７０年、農業従事日数は、年間２００日です。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■平米で、合計、■■■■■■■■■■平米です。全て自作地です。機械は、トラクター１台、耕運機１台、田植機１台、コンバイン１台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第３条第２項各号に該当する項目はありません。これらから、この案件に関して特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の16番委員。

【16番委員】　昨日、４班で現地調査をいたしました。申請地周辺は、道路及び申請者所有の農地で囲まれており、また、現況は水田として耕作されております。周辺農地に悪影響を及ぼす可能性はなく、許可に当たり、問題はないのではないかと思われます。

以上です。

【議　　長】　それでは、質疑をお受けします。質疑のある方。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。意見もございませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますので、それでは、採決をさせていただきます。

受付番号７について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号８について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号８、申請地は、望地■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米のうち■■■■■■平米、同■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米のうち■■■■■■平米、どちらも農業振興地域内の畑です。権利の設定を受けるのは、杉久保南■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、理事長■■■■、権利の設定をするのは、望地■■■■■■■■、■■■■、権利の種類は、賃貸借権の設定、目的は、社会福祉法人が行う社会福祉事業の一環として、実習用農地として使用したいとのことです。貸し借りの条件については、議案書に記載はありませんが、貸し借りの期間は、当初は平成２９年４月１日から１年間ということですが、これは双方の了解により延期できるものとして契約するということを聞いています。借賃は、年額5,000円と聞いています。現地の案内図は、資料２をご覧ください。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】　■■■は障害者施設でございます。今、杉久保にあるんですが、望地の現在の施設の近くに障害者の作業所が欲しいと、農業体験をさせたいということで、譲渡人の■■さんにお話ししまして、快諾を得たということで、実習用農地として利用したいということでございます。場所は、資料２にありますように、目久尻川と市道に挟まれたところでございます。特に隣地等は耕作にとっては問題ないと思います。

以上です。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　権利の設定を受ける■■■■■■■■■は、障害者支援施設の運営や、障害福祉サービス事業の経営などを目的としていますが、申請地近くの海老名市障害者第２デイサービスセンター、通称かっぱ堂と言うそうですが、そちらの施設を指定管理規約に基づいて運営しているそうです。資料２の写真に映っている建物が、そちらの施設でございます。海老名市障害者第２デイサービスセンターの利用者が農作業を行い、収穫物を地域住民へ販売することを通じて、地域住民の障害への理解を図り、また、収益を還元し、障害者デイサービスセンター利用者の工賃とするという事業の

ためにこの畑を借りたいとのことです。

審査の観点が、通常の場合の農家世帯の個人が権利を取得する場合と異なっておりますので、説明申し上げます。農地法第３条の許可基準は、大きく５つ審査の観点があったと思います。１つずつ挙げてみると、権利を持っている農地の全てを効率的に耕作することという全部効率利用要件、法人の場合は農地所有適格法人の要件を満たすことという農地所有適格法人要件、申請者または世帯員等が農業に常時従事することという農作業常時従事要件、申請地を含め、耕作地の合計面積が３０アール以上であることという下限面積要件、申請地周辺の農地利用に悪影響を与えないという地域との調和要件の５つです。しかし、農地法施行令第２条というところで例外が規定されておりまして、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者がその権利を取得しようとする農地または採草放牧地を当該目的にかかる業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、先ほどの５つの要件のうち、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、農作業常時従事要件、下限面積要件の４つの要件は審査の対象とはせず、結果的に地域との調和要件、申請地の周辺の農地利用に悪影響を与えないことという、その地域との調和要件のみを審査するということとされています。今回の申請の目的は、社会福祉法人の場合の例外であるこの例外に当てはまるものと判断できると考えております。また、残る審査要件の地域との調和要件については、申請書に記載があった内容を述べさせていただきます。地域農業集落の取り決めに従い支障が出ないよう耕作を行います。水の利用については、隣接する当事業所の水道水を利用し、周辺の耕作に支障のないようにしますと記載がございます。以上の記載から、地域との調和要件にもかなうものであると考えられます。これらから、この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお受けいたします。班長の16番委員。

【16番委員】　現状は農地の状態で、すぐにでも作付できる状態でした。周辺の農地への影響の少ない場所であり、実習用の農地として使用されることについて、特に問題ないのではないかと思われます。

以上です。

【議　　長】　それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。ありませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますので、受付番号８についてを採決させていただきたいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書７ページ、日程第２、議案第１６号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号３について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　農地法第５条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号３、申請地は、杉久保南■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、同■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、合計、■■■平米です。現況は、市街化調整区域の畑です。転用者は、杉久保北■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■、代表取締役■■■、土地所有者は、大谷北■■■■■■■■、■■■、転用の目的は、資材置場、権利の種類は、賃借権の設定です。現地の案内図は、資料３－１をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。

【11番委員】　この場所は、周りを資材置場等で囲まれておりますので、道路のほうに水が流れないようにブロックを積んでおり、ガードをするということ

で、周りの農地としての害はないと思いますので、仕方ないと思います。

【議　　長】　事務局、補足説明をお願いいたします。

【主　　事】　補足説明をいたします。土木業を営む■■■■■■■■■■■が、資材置場として農地転用するという申請です。理由書によると、受注増加による業務拡張に伴い、既存の資材置場では対応が困難になってきたため、新しく資材置場が必要となったとのことです。適当な土地を探したところ、県道に隣接し、資材の運搬などの立地条件等を勘案し、利便性がよい当該地を借りることができたため、申請に至ったそうです。なお、既存の資材置場につきましては、事業所の周辺を使用しているとのことですが、事務局で３月２２日に現地確認及び聞き取りを行い、事実と相違ないことを確認しているということを申し添えます。

資料３－１をご覧ください。農地の立地基準は、第３種農地です。これは、市街化区域から住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんしていることから判断しております。第３種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分でございます。

資料３－２の土地利用計画図をご覧ください。図面は、上側が北となっております。申請地全体を整地、転圧して、砕石で舗装し、周囲を西側と東側の一部を除いてＣＰ型枠と呼ばれる鉄筋コンクリートの擁壁で囲みます。本日の資料として皆様に配付はしておりませんが、構造がわかる資料の提出もございます。図面を見ていただきますと、例えば下の方ですが、Ｂ＝１８０、Ｈ＝１６００、Ｌ＝21.45というふうに書かれているものがございます。古川電工パワーシステムズ（株）と書いてあるすぐ上のところでございます。これは厚さが１８センチ、高さが１メートル６０センチの擁壁を２１メートル４５センチ分設置するという表記となっております。これに対応する資料が構造物として提出がございます。それぞれの箇所で高低差に応じて適したタイプの構造の擁壁を設置する計画となっております。

なお、西側は隣接する駐車場に既存の擁壁及び鉄板の塀が設置されており、それをそのまま使用します。北側も同じく擁壁と鉄板の塀が既存のものがございますが、申請地のほうが敷地が高くなるため、申請地の側に新

しく擁壁を設置するとのことです。また、擁壁の上にはメッシュフェンスを設置いたします。こちらも資料として本日配付はしておりませんが、フェンスのカタログも提出がございます。メッシュのフェンスでございます。東側のほうは、６メートルほどの幅の出入り口を設けます。こちらから大型のトラックが出入りする計画だと聞いております。申請地の中をご覧いただくと、北側に２カ所、コンクリート製品というふうに書いてありまして、具体的には、その左側、西側の方にはＵ型側溝１００本、東側の方には地先境界ブロック２００本を置く予定でして、南側には残土１００立米を置き、周囲を松杭及び雑矢板で囲うという計画になっております。

続きまして、資料３－３をご覧ください。資料３－３は、断面図でございます。下から上に向かって、①、②、③というふうに、上から下だと、③、②、①というふうに書いてありますが、①、一番下のものが申請地を南北に切ったもの、②、③が申請地を東西に切った断面図でございます。これは資料３－２の平面図と対応しております。申請地の高さ、真ん中の方にＦＨ＝10.00というふうに書いてありますが、これは計画高でございまして、現況とほとんど変わらず、転圧して沈んだ分、１５センチほど砕石で舗装するという計画です。隣地との高低差は、場所によって違いますが、特に大きいのが、一番下、①の断面図の右側です。方角で言うと南側になります。こちらはＦＨ＝10.00というふうになっていまして、計画高が10.00に対して、東側、右側のほうに、ＧＨ＝9.12というふうに書いてあります。隣の道路が9.12ということで、８８センチほどの高低差がついているような土地でございますが、高低差につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ＣＰ型枠と呼ばれる鉄筋のコンクリートを設置するということで、図面にも書いております。この箇所に関しましては、図面右側の方に書いてある擁壁がＦＨ＝10.19となっておりまして、擁壁の頭は１９センチ出るような計画です。場所によって、１０センチから１９センチほどは頭が出る擁壁を設置するということで、さらにその上にメッシュのフェンスを設置するという計画となっております。これらによりまして、土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

資料３－２に戻っていただきまして、３－２をご覧ください。雨水の排

水の計画についてですが、こちらは、先ほども申し上げましたとおり、申請地を砕石で舗装するということによって、雨水は敷地内で浸透処理をする計画です。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地もなく、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の16番委員。

【16番委員】　現況は農地として使用されております。申請地の北と西側は既に駐車場等で使用されており、また、南と東側は道路になっております。土砂の流出や排水等の対策もされており、また、周辺に農地がないことから、転用に当たり、特に問題ないのではないかと思われます。

以上です。

【議　　長】　それでは、質疑をお受けいたします。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますので、受付番号３について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号３については、承認とさせていただきます。

次に、議案書８、９ページ、日程第３、議案第１７号　引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号８について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　この証明は、農地の相続税納税猶予の制度を受けている方が、３年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものです。過去３年間において相続税の納税猶予を受けている農地

を農地としてやってきたかという部分を農業委員会が証明します。

受付番号８、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■、■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成２６年２月２７日から平成２９年３月２９日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、市街化区域外、■■■■■平米、ほか１６筆、議案書のとおりです。６筆が農振農用地区域内の田、１１筆が農業振興地域内の畑で、田、■■■■■平米、畑、■■■■■平米、合計、■■■■■平米です。事務局で３月１４日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　質疑をお受けいたします。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようですから、採決に移らさせていただきます。

受付番号８について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１０ページ、日程第４、議案第１８号　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認についてを議題といたします。

受付番号１について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　本件は、税務署からの調査で、相続税の納税猶予適用後２０年が経過することによる納税猶予の特例適用農地の利用状況の確認に対して回答するものです。２０年というのは、相続税の納税猶予の申告期限から２０年です。平成２１年１２月１４日までに相続を受けた方のうち、市街化調整区域内のみについて農地の相続税納税猶予の特例適用を受けている方は、相続税の納税猶予額は、２０年営農を続けることで免除となります。表中の申請面積とあるのは、２０年前に相続税の納税猶予を申請したときの面積で、確認面積については、現在の農地台帳の面積ですが、共有持ち分の

表記につきましては、共有している分の面積を記載しております。

説明させていただきます。議案書１０ページをご覧ください。受付番号１、相続人は、本郷■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成９年１月６日、特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか１９筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田畑で、田、■■■■■平米、畑、■■■■■平米、合計で■■■■■平米です。事務局で３月１５日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局から説明が終わりました。質疑のある方。ありませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、受付番号１についてを採決させていただきます。

承認の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号１については、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書１１ページ、受付番号２について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号２、相続人は、本郷■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成９年１月６日、特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、筆全体の面積、■■■■■平米のうち、■■氏の持分２分の１で■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域の畑で、申請面積、確認面積は、合計で■■■■■平米です。事務局で３月１５日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、受付番号２についてを採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書１２ページ、受付番号３について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号３、相続人は、上郷■■■■■■■■■、■■■、相続開始年月日は、平成８年１１月１０日、特例農地等の明細ですが、上郷字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田で、合計が■■■■■平米です。事務局で３月１４日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号３について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号４について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号４、相続人は、下今泉■■■■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成８年１２月２１日、特例農地等の明細ですが、下今泉■■

■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田で、合計、■■■■■平米です。事務局で３月１４日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますので、受付番号４について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号４については、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書１３ページ、受付番号５について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号５、相続人は、本郷■■■■■■■、■■■、相続開始年月日は、平成８年１０月３０日、特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか１０筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域内の田畑で、田、■■■■■平米、畑、■■■■■平米、合計、■■■■■平米です。事務局で３月１５日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　質疑のある方。いられないようです。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、受付番号５について、採決をさせ

ていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員でございますので、よって、受付番号５については、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書１４ページ、受付番号６について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号６、相続人は、社家■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成９年１月６日、特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域の田で、合計、■■■■■平米です。事務局で３月１５日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　これにつきまして、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、受付番号６について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号６については、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号７について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号７、相続人は、社家■■■■、■■■■、相続開始年月日は、平成９年１月６日、特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか３筆、議案書のとおりです。全て市街化調整区域の田で、確認面積の合計、■■■■■■■■

平米です。事務局で３月１５日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていました。特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　受付番号７について、質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、受付番号７についてを採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号７については、承認とさせていただきます。

次に、議案書１５ページ、日程第５、議案第１９号　農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

受付番号２６について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程します。この審議を経て、海老名市に対し、計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。

受付番号２６、借り手は、杉久保北■■■■■■■■■、■■■、貸し手は、杉久保北■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は１筆で、大谷南■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成２９年４月１日から平成３１年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。３月１４日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は市内の農家で、認定農業者です。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題ないと

思われます。

以上でございます。

【議　　長】　これにつきまして、質疑のある方。いられませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、採決をさせていただきます。

受付番号２６について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号２６については、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号２７について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号２７、借り手は、本郷■■■■■■、■■■■、貸し手は、茅ヶ崎市矢畑■■■■■、■■■■、貸し借りする農用地は１筆で、本郷字■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成２９年４月１日から平成３１年１２月３１日までの３年間です。農業振興地域内の新規の計画です。借賃は、年額5,800円、借賃の支払い方法は、年末に口座振り込み払いです。３月１５日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は市内の農家で、認定農業者です。農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議　　長】　これにつきまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、意見もないようでございますから、受付番号２７について

を採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号２７については、承認とさせていただきます。

次に、議案書１６ページ、農用地利用集積計画（案）について「売買」を議題といたします。

受付番号２８について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　まず、農用地利用集積計画による所有権の移転について、初めての方がほとんどだと思いますので、制度の説明からさせていただきます。

資料右下に番号を振っております８ページ、資料４－３と右上に書いてあるものをご覧ください。農地の貸し借りの際にはよくご審議いただいておりまして、先ほどもご審議をいただきました農用地利用集積計画というものですが、これは農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業という事業に位置づけられておりまして、真ん中より少し下、４の農地法の特例にあるとおり、農地法の権利移動の許可の規定が適用されず、利用権の設定ができるというほか、所有権の移転もできるというふうになっております。

裏面の資料９ページをご覧ください。左下に９と書いてある、このページの裏面でございます。こちらに、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定等の手順及びメリットというものの記載がございます。農地法第３条の許可を受けて行う所有権移転と、この農用地利用集積計画による所有権移転と何が違うのかという部分でございますが、農用地利用集積計画は、農地の出し手である地権者や受け手である農家が、自身が主体となって許可申請をするというものではなく、それらの方々から農業委員会が申し出を受け、農業委員会が利用集積計画の作成を市へ要請し、市が計画を作成します。これにより、資料、下の表にあるようなメリットが発生いたします。１つ目が、農地法適用除外と書いてあるものです。農地の権利移動や権利設定の際には、農地法第３条の許可が必要ですが、それが不要でしたり、農地法第１８条に規定されている賃借権での貸し借りを解約するため

の許可ですとか、合意解約というものがなくても、定めた期間で農地の権利が地権者へ戻ったりと、農地法の適用が一部除外されるものでございます。２つ目が、表の右側、所有権が移転された場合と書いてあるところですが、税制上の特例や不動産登記法の特例が受けられます。税制上の特例は、土地を売り渡した地権者、譲渡人と書いてありますが、土地を売り渡した方には、譲渡所得に係る所得税算定における８００万円の特別控除があります。土地を買った人には、その下、登録免許税の軽減でしたりとか、不動産を取得したときにかかる不動産取得税の軽減などがございまして、不動産登記法上の特例としましては、市町村がかわりに登記の手続を行います。嘱託登記というものでございます。利用集積計画は、農業委員会が計画の作成を市へ要請し、市が計画を作成し、公告することによって、利用権の設定の効果が発生するという性質上、収用のような捉え方ができるというところから、このような特例が設けられている仕組みとなっております。

税制上の特例につきましては、資料１０ページ、１１ページの資料４－４というところに詳しくございますが、詳しい中身につきましては、こちらの資料をご覧いただければと思います。

今、利用集積計画の仕組みとメリット等をご確認いただきました。利用集積計画は、これらのメリットが受けられるかわりに、受け手に対して農地法第３条の許可を受ける場合に加えて、さらに要件がございます。資料は戻っていただきまして、８ページ、４－３をご覧ください。資料４－３には、先ほどご覧いただきましたが、４－３の２番、農用地利用集積計画の要件と書いてございます。こちらの（２）の要件に関しましては、農地法第３条の許可の際もよく皆様にご審議をいただいている項目ではございますが、これらの項目に加えまして、（１）計画の内容が市町村基本構想に適合することと書いてあります。このような要件がございます。

資料が何度も飛んでしまって恐縮ですが、資料１２ページ、右上に４－５と書いてある資料をご覧ください。左側には、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想とございます。これは市が定めるものでございまして、そのうち、所有権を取得する者についての要件、その他の要件ということ

で、要件の部分を抜粋しております。所有権を取得する者についての要件という項目のうち、ア、イ、ウは、ほかの要件等、農業経営基盤強化促進法の要件ですとか、そういった要件と同じでございますが、エの部分に、農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿に登録されていることという要件がございます。この名簿ですが、これは農業委員会が作成する農用地等の権利移動により農業経営規模の拡大等の早期実現を図ることを目的とした農地移動適正化あっせん基準というものに適合している方を登録する名簿でございます。この資料の右側に、あっせん基準というもののうち、農用地等の権利を取得させるべき者の要件を抜き出しております。①から⑥までございまして、①では、その農業経営には、専ら又は主としてその農業経営に従事すると認められる青壮年の家族従事者がいること、なお、記載がございまして、全部で６つの項目がございます。その全てにかなうようであれば、先ほど申し上げました農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿というものに登録できることとなっております。農業委員会が主体となって農地の権利移動等をあっせんするという場合には、この名簿に登録された方にするという仕組みでございまして、これは農地移動適正化あっせん事業という農業振興地域の整備に関する法律という別の法律に基づく事業でございまして、利用権設定等促進事業、今回の利用集積とは直接は別のものですが、利用集積計画によって所有権移転を行う場合には、この名簿に登録されていることが基本的な構想の中に定められた要件の１つでございます。

資料４－６、その次のページには、あっせん基準を全文お付けしておりますが、ほかの部分につきましては、お時間があるときにご覧いただきたいというふうに思っております。

これらの要件を満たしたときに、市が利用集積計画を作成して、農地の所有権を移転することができるという仕組みでございます。

今ご確認いただきましたことを再度整理させていただきますと、利用集積計画の要件に受け手がかなっているものである場合のみ、市は利用集積計画を作成しますが、この仕組みで所有権を移転する場合には、農地法３条の要件と同じ全部効率利用要件、農作業常時従事要件等のほかに、市が

定める基本的な構想に適合することという要件がございまして、その基本構想に記載されている要件の１つには、さらに農業委員会が定める農地移動適正化あっせん基準に基づく農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿に登録されていることという要件がございます。農業委員会としましては、受け手がこれらの農用地利用集積計画作成の要件に合っているかどうかというところについてご審議をいただき、市へ計画を作成するように要請いたします。

長くなってしまい大変恐縮ではございますが、仕組みの説明は以上でございます。これから提案説明をさせていただきます。

議案書の１６ページをご覧ください。受付番号２８、譲受人は、大谷南■■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、川崎市麻生区上麻生■■■■■■■■■■■■■、■■■■、所有権の移転を行う土地は、大谷字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、所有権の移転の時期は、平成２９年５月１５日、対価は、５００万円、対価の支払い期限は、平成２９年５月１５日、対価の支払い方法は、口座振り込み払い、土地の引き渡しの時期は、平成２９年５月１５日です。

続けて補足の説明をさせていただきます。議案書の１６ページと資料の１７ページ、資料４－７をあわせてご覧ください。ページの左下に１７というふうにありまして、左上に資料４－７というふうに記載があります。譲受人の■■さんは、農地移動適正化あっせん基準に基づき、農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿には搭載されております。名簿の搭載につきましては、２月２３日に地区担当委員の5番委員と事務局とで要件の確認を行い、名簿に搭載をいたしました。また、譲受人の農業経営面積は、およそ■■■■ヘクタール、■■■■さんは、農家世帯の農業後継者です。■■さんの世帯は、専業農家で、経営主の■■■■さんは認定農業者です。このほか、利用集積計画を作成し、所有権移転を行う場合の要件に関する事項はございません。なお、現地ですが、現地の写真が資料４－１にございます。現地は農振農用地区域内の土地であり、平成２８年９月８日付で、適切に農地として管理するようお願いの手紙を送付している土地であることを申し添えます。

以上でございます。

【議　　長】　事務局の説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。

【５番委員】　この土地は、去年の夏の農地パトロールに行きまして、資材置場として使われているんじゃないかという指摘を受けて、その解決をいろいろ探ってきたところであります。このたび、何度か話し合いを持ちまして、じゃ、買い取ってしまおうというような方向で話が進みまして、こういう制度があるということを知りまして、この制度を使ってやろうというようになりました。その段階で、現状、資材置場という感じだったわけで、それを少し整理してくれというように■■さんのほうには何度かお願いしました。ある程度整理されて、これ以上は、所有権が移転した後、ちゃんと整理をしたいということで、その途上であるということで、現状のようになっていると思います。そのほか、譲受人としては、■■■■さんは、非常に熱心な農業後継者でございまして、問題ないと思われますし、よろしく皆さんのご審議をお願いいたします。

以上です。

【議　　長】　それでは、現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の16番委員。

【16番委員】　現況は畑の状態でした。しかし、申請地の隅には、写真にもありますとおり、申請者が所有する大型の農機具が置かれており、多少支障があるというような感じでした。農地として利用するのであれば、こうした農機具の整理をもう少しする必要があるのではないかというふうな感じがありました。

以上です。

【議　　長】　それでは、質疑のある方。ありませんか。

【議　　長】　意見のある方。

いつでしたっけ。農地パトロールのほうで出して、改善のお願いをしてありますね。あれがいつ。それで、改善されたのかどうか。

【事務局長】　今、夏の農地パトロールの結果で、農地の適正な維持管理ということで、２８年９月８日付で土地の所有者ですね、ここにあります譲渡人になっています■■様のほうに文書で適正管理をしてほしいということで、通

知を出しております。

【議　　長】　ということでございます。過去、この委員会でも、農地の３条だとか、４条、５条、いろいろなところがありますが、許可条件に合致しているかどうかという過去のところからも、１つ皆さん方で審議をしていただきたいというふうに思っております。と申しますのは、農業委員会ですから、基準というものがあります。公正公平でやらなければいけません。ですから、１つの基準例がもしここで今回示されれば、それが１つの基準になります。そこだけは会長として心配をしております。ですから、皆さん方がその基準をどこに置いているかによって、ここの許可案件が違ってくるというふうに思っております。そこら辺を十分ご審議をいただければと思います。

【９番委員】　取得されたわけですけれども……。

【議　　長】　取得はまだです。

【９番委員】　これからなのですけれども、例えばそこは農地として本来は使う、要するに作物をつくるのか。今、一時的に機械はどけてあるけれども、またそこに機械を置いてしまわないか、その辺はどうなんですかね。心配するんですけど。

【５番委員】　本人との話では、取得した後は、２００平米以内なら農業用施設を建てられるというルールがありますので、それにのっとって整理はしたいというように言っておりました。

【９番委員】　こういう作物をつくりたいという話はないんですか。その辺がないとね。

【議　　長】　今回の資料には出ていなかった。普通畑。

【９番委員】　畑だよね。

【議　　長】　５番委員、何か聞いていますか。

【５番委員】　作るものについてですか。特には聞いておりませんが、■■さんの家ではいろいろ何でも作っておられるので、畑として作ると言われれば、そうですかということだと思います。

【議　　長】　事務局にお聞きいたしますが、今回は転用の許可でない、通常の許可の場合はどういう基準がございますか。許可要件として。

【主　　事】　先ほど少し触れさせていただいたんですけれども、転用ではなくて、農地法３条で農地として取得するというときには、皆様ご審議いただいています、全部効率利用要件と言われる、その方の耕作している土地が全て耕作されるかということですとか、農作業常時従事要件と言われる、農作業に常時従事する方がいられるですとか、あと、下限面積要件とか、海老名市では３０アール以上耕作されている方かという要件ですとか、農地所有適格法人である場合には、農地所有権適格要件というのがございます。あと、地域との調和要件というものもございます。規定されている要件というものは、それらの要件ではございます。農地法３条の場合です。

【７番委員】　この土地、■■■■■ですね、これは現況、この写真のとおり、もっと詳しく見ると、手前のほうはまだタイヤが置いてあったり、土も盛ってある。現状で、１度、９月に農業委員会で改善してくださいという要件を出して、現状の写真なんですよね。ということは、農業委員会のご意見に沿わない現況状況だという畑――畑と言えば畑なのですけれども、それの条件でも、この申請にかなうかどうか、もう少し改善して、きちっとなってからでも、この話は起きてもいいんじゃないかというふうに私は意見として思うんですけれども、これが通常でしたら、ちゃんとしたある程度の畑になっている状況であれば、こういうふうな心配もしないで済むかなと。こういうところはかなり長い間こういう状況であったので、今度、買われて、またこの状況であるならば、農業委員会としてもいろいろもう少し注意していけないかなと思います。どうでしょうか。

【９番委員】　ここの場所に置いてあった農機具はどうしてどけたんですか。今まで農機具がいっぱい置いてあったんですよ。それで、何でどけたのかと。農業をやりたいからどけたのか、それとも、今の話、こういう話になるからどけたのかということなんですよ。

【５番委員】　とりあえずは農業委員会の案件にかかることで、農地パトロールの経緯もあって、整理もしなきゃいけないということと、今回の案件に関して、整理したということだと思うんです。

【４番委員】　基準とすれば、いつでも耕作ができるという状態になっていなければおかしいのではないかと。そこはやっぱり今までの遊休農地についての指

導についても、いつでも耕作ができる状態というふうな基準になっていますので、やはり同じように、ここに農機具とかがあるのは、引き渡しまでの期限を設けて、基準とすれば、全ていつでも耕作できる、全面ができる状態が基準として望ましいのではないかと思いますけれども。

【議　　長】　もう１度、16番委員、現地調査班の班長さんとして、現状はどうなんですか。

【16番委員】　現状は、大型の暖房機、ユンボも、小さいと言うより、ちょっと大き目だね。畑なんかは長いので、そういうものも置いてありますし、あと、土が山になっているような状況。土はならせばいいんですけれども、それ以外のものについては、多少なりとも対応が必要じゃないかなというふうに思われました。

【議　　長】　一緒に行った現地調査の方、お願いします。

【10番委員】　きのう、現地調査に行ったんですけれども、真ん中辺みたいなところをトラクターみたいなものでかき回してありました。それで、機械は動かせるものは動かしたんですけれども、現実を見てみると、そこの近辺に置いてあるんですよ。だから、私が見た感じだと、農機具を置くところがないからああいう状態になっちゃったと思うんですよ。だから、どこか農地をきちっと借りるか、自分のところを整理して、持っていって、置くスペースがないからああいう状態になっちゃっているんだと思うんですよね。それで、今の地番の横が１つ田んぼがあるんですよ。西側が。そこに植木の伐採したのが、大型トラックで２台分ぐらいですかね。

【18番委員】　私も９月にこれを見てきたんですけれども、結局、置場みたいにしちゃっているんですよ。だから、もしこれを許可するのであれば、おかしなことになるので、きちっと、誰の目から見ても、耕作できるよと、作物がつくれますよという状態に戻してもらって、それでもう１回現地調査して、これならということで、初めてオーケーが出るんじゃないですか。これを許可するのであれば、１回、誰の目から見ても、ここだったら大丈夫、耕作できますねという状態じゃなければ、許可はおりないんじゃないですか。と私は思います。

【19番委員】　やはり現状のままでは無理ですね。農地とは呼べないと思います。先

ほど言った、出入り口、写真に映っていませんけれども、手前にはコンクリートがらがありますし、大木の倒したやつが置いてあるし、農地としては難しいですよ。現状では。そういう意見です。

【４番委員】　１度、継続審議にしておいて、もう１度、内容の説明をさせて、耕作できる状況にしていただく方向のほうがいいんじゃないですか。それが一番ベターなのかと思うんですけれども。通常の場合は、３条とか、５条関係はできないので、水田が草ぼうぼうのときには、全部刈って、やらせているんです。基準としてやっていますから。

やはりもとの状態、畑であれば、いつでも耕作できるような状態が望ましいのではないでしょうか。全体が。

【議　　長】　３条なんか、みんなそれで許可しているし。そこなんですよね。我々が今後審査する。

【８番委員】　僕は８月に農地パトロールに行ったときに、会長ともご一緒いただいて、現地を見ましたけれども、いやいや、すごいところだなと思いました。いろいろなものがいっぱい。確かに皆さんおっしゃるとおり、置場のような扱い方をしているような感じはしました。僕は農地にちゃんと戻してやったほうがいいんじゃないかなと思います。それからじゃないと、許可は難しいんじゃないかなと思います。

【11番委員】　みんな同じだと思います。１度、農地に戻して、継続ということで。

【９番委員】　この件、農業委員会としては、これを農地に戻しなさいと。農地というか、作物をつくれる状態に戻しなさいよと、全部機械をきれいにどけて、それからにしなさいという話に戻したらどうですかね。じゃないと、公平性を保つというと、それっきりないですよ。このままの状態でオーケーしたら、みんな、このままの状態で、もっとひどくなっちゃうかもしれない。だから、基本は基本で、やっぱり農地というのは作物がつくれる状態を農地と言うんだから、まずはそういう状況に戻してくださいと、それから申請を出してくださいという話にしたらどうですかね。それならみんな公平ですよ。

【議　　長】　暫時休憩としたします。

（休憩）

【議　　長】　それでは、再開をさせていただきます。意見のある方。

【10番委員】　現地パトロールを行いまして、この会議で説明したとおり、現状が適正な農地として使われておらず、まだ資材等も残っているような状況なので、審議としては適正ではないということで思っております。継続でお願いしたいと思います。

【議　　長】　ただいま継続という審議のご意見が出ました。そうしますと、ここで継続審議でよろしいかどうかの今度は賛否をとらせていただきますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　では、継続ということで賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　挙手全員でございます。よって、受付番号２８については、継続審議とさせていただきます。

次に、議案書１７ページ、日程第６、議案第２０号　特定農地貸付け承認申請に関する承認についてを議題といたします。

受付番号１について、事務局から提案説明をお願いします。

【主　　事】　農地法では、農地が効率的な利用を行う農業経営体によって利用されるよう、基本的には全て農地の権利移動を許可にたらしめており、一定規模以上の農地を耕作し、農作業に常時従事して、その効率的利用を行う者でなければ、原則として農地の権利取得が認められない仕組みです。しかし、市民農園のように短期間小面積で営利を目的とせず、相当数の者を対象として定型的な条件で行われる農地の貸付、それを特定貸付とこの法律上では言っていますが、その特定農地貸付については農地法の許可を不要とする特例があり、それを定めているのが、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律です。海老名市では、平成１９年からこの特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設しています。今回、海老名市から特定農地貸付の申請が２件ありました。いずれも市民農園を新設する申請です。農業委員会の審査の観点は、この特定農地貸付法の第３条に定められていますが、大きく２つの項目があります。１つ目の観点は、申請地周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用を

確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないかどうか、２つ目が、貸付の規程の内容の妥当性、この２つの観点を本日は審議をお願いいたします。

それでは、申請内容について提案説明させていただきます。

議案書１７ページをご覧ください。受付番号１、農園名は、（仮称）大谷第２家庭農園、所在地は、大谷字■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米です。地権者は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、■■さんから、市は賃借権で農地を借り、一般の方に農地を貸し付けたいと考えています。整備する区画は２４区画、１区画当たり２５平米の区画を年間5,000円で一般の方に利用していただこうという計画です。貸付期間は、６月に開設して、３年後の２月までということで考えているとのことでございます。

次に、資料５－１をご覧ください。右下のページで言うと、資料の１８ページです。案内図と現地の写真がございます。場所は、県立中央農業高校や市立の中新田保育園の近くの畑です。ほかに、資料５－２として、区画割の予定図をお配りしています。また、資料５－３からは、資料の２０ページからですが、海老名市が特定農地貸付法に基づき、市民農園を開設するそもそもの決まりである海老名市特定農地貸付規程と、資料の２３ページからは、特定農地貸付規程の別冊的な位置づけである市民農園管理運営要綱をお配りしています。この規程、要綱の内容は、平成１９年から、軽易なものを除き、変更はありません。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の16番委員。

【16番委員】　申請者は、水田を畑として造成されておりました。この場所を市民農園として活用するものであり、集団的な水田の一番隅のところでもありまして、周辺農地への影響も少ないので、問題はないのではないかと思われます。

以上です。

【議　　長】　質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

【９番委員】　これ、図面を見ると、駐車場が用意されていないんですね。これ、周りが農地で、田んぼが始まってくると、この道路に車を止められると非常に困る部分が出てくるんですが、それはどうなんですか。この規程の中で駐車してはいけないよと書いてあるんですが、恐らく立地条件からすると、車で来ないとなかなか来づらい場所なんですね。近くの人だったら問題はないと思うんですが、遠くからの人が借りる場合には、恐らく車で来られる方が多いんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

【主　　事】　規程でしたり、あと、一番最初に説明会で説明する内容としては、基本的に市民農園には駐車場はなくて、車で来ていただくということを想定はしていないということだそうです。重たい荷物でしたりとか、水でしたりを持ってきて、一時的にということはあっても、車で来てもらっては困るという案内を市ではしているというところを聞いております。

【９番委員】　説明だけでなかなか納得する人はいないので、恐らく車で来られる方が結構多いんだと思うんです。今までも私は農協にいるときも、市民農園、特定の地区でやった経過があるんですよ。やはり利用者は車を駐車するスペースが欲しいというふうな要望が結構あるんですけれども、今までは駐車をするスペースを地権者の人に設けてもらって、駐車場として何台か止められるようにはした経過があるんですけれども、今回の場合は、ないということだと、多分、路上に止める方が多い。これから田んぼが始まったりすると、そこで止められると非常に迷惑をするのが多くなるのではないか。そこが心配だったものですから、借りられる方には重々注意をしておいてもらいたい、改めてしてもらいたいというふうな要望です。

【７番委員】　同じ意見です。

【５番委員】　水のことをちょっとお聞きしたいんですけれども、夏場、水路が目の前にあって、水が流れるわけですから、当然、この畑の人は、その水を使われると思うんですけれども、水の扱い方については何か整理されているんでしょうか。

【主　　事】　それについても、一番最初の利用説明でしたりとか、あるいは農園内に設置する掲示板で、農業用水路から水をとってはいけないということを

周知しているということでございます。ほかの農園でも話題になっているそうですけれども、農業用水路は無料で皆さん農業者さんが使っておられるわけではないということをよく説明して、理解を求めているというところでございます。そういったことがないように周知して、水は必要であれば自分の家から持ってくるようにという話をしているのだということを聞いております。

【議　　長】　ほかに。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。

【７番委員】　駐車場の件ですけれども、駐車場を設けているのもあるんですよ。ここはないというのは、今言われたように、道路上に車を置くというのは非常に危ないと思うんですよ。私も地元のほうで見ていると、駐車場を設けている場所があるんです。ところが、数が多いと、道路へばーっと並んじゃっているんですよ。

それと、もう１点、水の件ですけれども、私も水の件で、ほかの人から、１反4,000円の金を払っているのに、なぜ水をあいつらは使っちゃっているんだと、こういう言い方をしている人もいるんです。それは暗黙でいいんじゃないのと俺は言っちゃったんですけれども。そういう意見を私は２回聞いていますけれども、細かく言ってもなんですから、暗黙で言いますけれども、そういうふうな表示をされているということなんですけれども、利用者の方というのはその表示というのは見ているのか見ていないかわからないけれども。

【９番委員】　もう１つ、問題はトイレなんですよ。トイレはあるんですか。ない。じゃ、その辺が。簡易トイレぐらいは本当はつけてもらうのが一番いいんだけどね。余計な話かな。

【17番委員】　そうだね。

【５番委員】　駐車場ですけれども、私はむしろ設けないほうがいいと思います。これだけの人数がいるわけですから、車で来るのがオーケーとなると、農道がそもそも軽トラもすれ違えないような農道ですから、止めて作業している農家の人は、それが来るたびに一々トラブルになるんじゃないですか。

はっきり車で来ないでほしいというほうがいいんじゃないかなと思うんですけどね。

【７番委員】　私が言っているのは、駐車場がある場所とない場所があるということです。

【２番委員】　私のほうで最近市民農園をやったんだけれども、６年前ぐらいですかね、最初から駐車場は設置しないと、車の使用禁止ですよと契約条項に盛り込んでいますからということで、私のところの農園にはほとんど自転車でペットボトルに水を持ってきてやっていますね。私のところ、最近契約した状況で。前は駐車場みたいなのがあったようなんですけど。

【７番委員】　私のところだけど、駐車場がないと、あそこに車を止められると、事故のもとですよ。

【議　　長】　ご意見として承っておくということで、事務局から農政課へ伝えてください。

【主　　事】　先ほど申し上げたとおり、農政課からは、車で来るのは原則というか、禁止でございまして、一時的に重たい荷物を持ってくるとかというときに、来ることが絶対だめだという扱いにはしていないようですけれども、基本は禁止という説明をしていると聞いておりますので、その説明しかできないです。そういった農業者の方からの意見があるということは、強く農政課にお伝えしまして、今度新しく開設される農園の利用者への説明のときにも強く言っていただくように言うということはできるのではないかと思っております。

【議　　長】　その程度にさせていただきますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、採決をとらさせていただきたいと思います。

受付番号１について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、受付番号１については、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号２について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　受付番号２、農園名は、（仮称）大谷第３家庭農園、所在地は、大谷字■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米です。所有者は、中新田■■■■■■■■■■、■■■■、その所有者から賃借権で農地を借りて、一般の方へ利用していただきたいという計画だそうです。１区画２５平米のものを１５区画準備をいたしまして、１区画当たり年間5,000円で貸したいということです。期間については、２９年６月１日に開設して、３年後の２月までということで計画をしているそうです。場所については、資料６－１をごらんいただければと思います。２９ページです。場所は、中新田小学校や大谷水門の近くの畑です。資料６－２に区画割の予定図をお配りしています。また、貸付規程と市民農園管理運営要綱は、先ほども確認していただきましたが、冊子２０ページからの資料５－３と５－４でございます。

以上でございます。

【議　　長】　現地調査班長の意見をお伺いいたします。

【16番委員】　申請地は農地として活用されております。歩道つきの道路に面しており、集団的な農地の一番隅に位置しており、周辺農地への影響も少なく、市民農園として活用することについては問題ないのではないかと思います。

以上です。

【議　　長】　質疑のある方。ありませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見のある方。ありませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、受付番号２について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成ということですので、承認とさせていただきます。

暫時休憩とさせていただきます。

（休　憩）

【議　　長】　再開させていただきます。

次に、議案書１８ページ、日程第７、議案第２１号　平成３０年度県農地等利用最適化の推進に関する意見（案）について（税制改正要望）についてを議題といたします。

これにつきましては、３月７日に農政小委員会を開催しておりますので、農政小委員会副委員長の９番委員から審議経過の報告をお願いいたします。

【９番委員】　３月７日、平成２９年第１回農政小委員会を開催いたしました。資料のとおり、平成３０年度県農地等利用最適化の推進に関する意見（案）について（税制改正要望）についてまとめさせていただきました。内容の詳細につきましては、事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議　　長】　それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【係　　長】　それでは、説明させていただきます。

３０年度税制改正要望事項としまして、案件としまして、継続が３件、新規が１件ございました。継続が３件でございますので、簡略に説明をさせていただきます。

まず、１番目の要望、「次の農地については、相続税納税猶予制度の特例対象農地等とすること」ということで、「畜舎等の農業用施設用地」「市民農園及び学童農園の用に供する農地」、継続事項でございます。

それから、２番目、「市街化調整区域内農地の納税猶予の適用を受けた場合、終身営農が条件となっているが、一般市街化区域内農地と同様に免除期限を２０年とすること」、こちらも継続でございます。

それから、３番目に、生産緑地法の一部改正が平成２９年２月１０日に閣議決定されましたので、その関係で、「都市近郊農業振興のために、市街化区域農地の保全は不可欠であるため、生産緑地法の一部改正による緩和と共に、一般市街化農地に関しても固定資産税の軽減を図ること」、こちらは新規の提案事項でございます。

それから、めくっていただいて、４番目、「相続財産については、民法により相続人に相当分が相続されることになっているが、農業後継者が相続する農地に対して、相続税の軽減措置を講ずること」という要望が継続

事項になっております。

以上、４点でございます。

【議　　長】　今の説明に対しまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、ないようでございますので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　意見もないようでございますから、今の要望につきまして賛否をとらせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

【議　　長】　全員賛成でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書１９ページでございます。６．そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件を案件とします。

（１）農業用施設用地に係る転用届出についてを案件といたします。

受付番号１について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主　　事】　農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならないとされていますが、例外として、農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出ということで、耕作の事業を行う者が、２アール未満の農地をその者の農作物の育成のための農業用施設に供する場合は許可不要と規定されています。その例外に該当するものかどうかを届出により農業委員会が確認するものでございます。

受付番号１、申請地は、本郷字■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米のうち■■■■■■平米です。転用者は、本郷■■■■■■、■■■、転用の目的は、農業用倉庫、施設の規模は、67.39平米です。資料は、資料の冊子の３３ページからの資料８です。申請地の地図と現地の写真、あと、資料の３４ページ、資料８－２では、土地利用計画図、資料８－３では、倉庫建物の平面図と断面図をお配りしています。

以上でございます。

【議　　長】　地区委員の意見を求めます。12番委員。

【12番委員】　本件は、申請者の土地と隣接していまして、特に周りに畑を害するよ

うなものはありませんので、許可不要が適当かと思います。

以上です。

【議　　長】　質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　ないようでございますので、これを承認としたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、了承とさせていただきます。

次に、議案書２０ページでございます。（２）非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号１について、事務局から説明をお願いいたします。

【主　　事】　農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら、現況は農地以外のものになっており、現況は農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっています。この証明が、非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用の年数が基本的に１０年以上であること、現在農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障が生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合にのみ証明を出すことができます。

議案書２０ページをご覧ください。受付番号１、申請地は、国分南■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、ほか２筆、議案書のとおりです。申請者は、国分南■■■■■■■■■、■■■■、現在の状況ですが、駐車場及び資材置場の敷地として使用されていました。案内図及び現地の写真は、資料９にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、近隣住民からの要望により、平成１６年ごろから、申請地のうち西側約■■■平米を駐車場として貸しており、こちら、西側については、その状態で現在に至っているそうです。また、平成１９年１月１０日から平成１９年３月３１日まで、申請地の東側約■■■平米を排水路整備工事に伴い、土木の会社へ資材置場として貸し、その後、農地に

復元することなく、断続的に資材置場として別の会社へ貸している土地とのことで、全体として農地でない使い方を少なくとも１０年以上しているとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がありません。３月８日に、農地小委員会の３番委員、16番委員、20番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は農地として利用されていないということを確認いたしました。また、航空写真を確認し、転用後の経過年数が１０年以上であることを客観的な資料でも確認しています。そのほかの要件を満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしました。

以上、報告いたします。

【議　　長】　農地小委員会委員長、３番委員の意見を求めます。

【３番委員】　現地確認を行いました。１つ目に、農地に復元することは難しいということでございます。これは現地の写真を見てもらうと分かりますように、砂利が敷いてありまして、すっかり固められて、車が通っている、畑の状態ではありませんので、これを農地に復元するということは非常に難しいのではないかというふうに思います。もう１点は、周辺の農地にかかわる営農状況に支障を生じないということでございますけれども、これは片側は駐車場、そして、２方向が道路、もう１方が水路になっております。したがって、ほかの土地に影響を及ぼさないということと、それと３つ目に、この土地が農地を含む筆の一部ではないということでございますけれども、これ、一番東側に農園として農地として貸しておられる部分があります。ただ、その部分は今、分筆をされて、分けてあるということでございますので、その点についても問題はないというふうに思われます。

以上です。

【議　　長】　この案件につきまして、質疑のある方。ありませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑もないようでございますので、了承としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、了承とさせていただきます。

次に、議案書２１ページ、（３）生産緑地の斡旋についてを案件といたします。

生産緑地番号３４について、事務局から説明をお願いいたします。

【主　　事】　生産緑地の買い取り申し出に対し、市長は買い取らない場合、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあっせんすることに努めなければならないとされています。農業委員会へこのあっせんの協力依頼が来ております。

生産緑地番号３４、所在は、上郷■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか１筆、議案書のとおりです。

案内図及び現地の写真は、資料１０をご覧ください。この農地につきましては、平成２９年第１回定例総会におきまして、土地所有者の死亡という事由により、生産緑地の主たる従事者についての証明願いが提出され、証明の決定がされました。２月２日付で、市に対して、現在の土地の所有者より、この生産緑地の買い取りの申し出がされましたが、市では買い取らないということとなり、市から農業委員会に対してあっせんの協力依頼が来ております。あっせんにつきましては、まず、ご自身でお考えをいただき、また、周囲、地区の方に情報提供していただきまして、希望される方がいらっしゃいましたら、議案書にございますとおり、４月２６日の水曜日までに事務局へご連絡くださるようにお願いいたします。その結果を、４月２８日、金曜日に、海老名市の都市計画課へ事務局から報告させていただきます。

以上でございます。

【議　　長】　今の案件につきまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、生産緑地番号３４について、事務局の説明のとおり、了承とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしと認め、了承とさせていただきます。

次に、議案書２２、２３ページ、（４）農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第４条の受付番号６から８までの３件と、農地法第５条の受付番号５４、５５の２件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主　　事】　農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第４条第１項第７号と、農地法第５条第１項第６号です。

議案書２２ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成２９年２月１日から２月２８日までの間に届出がされたものです。受付番号６から８までの３件で、畑、1,793.91平米です。

続きまして、議案書の２３ページをご覧ください。農地法第５条第１項第６号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成２９年２月１日から２月２８日までの間に届出がされたものです。受付番号５４、５５の２件で、畑、３２７平米です。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

【議　　長】　ただいまの案件につきまして、一括して質疑のある方。いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、承認を一括して了承としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしと認め、一括して了承とさせていただきます。

次に、議案書２４ページ、（５）平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主　　事】　平成２８年の４月に農業委員会法の改正がございました。改正農業委員会法の第３７条というところで、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会にお

ける事務の実施状況について、適切な方法により公表しなければならないと定められました。これに基づき、平成２８年第５回定例総会では、平成２８年度の活動計画を審議していただいて、作成いたしましたが、ここでその２８年度の活動の点検・評価の案を作成しましたので、報告いたします。

資料の冊子の３８ページからをご覧ください。平成２８年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。内容をご覧いただきたいと思います。事前にお目通しいただいていると思いますが、主要なところのみ再度読み合わせさせていただきたいと思います。

資料の３８ページ、１、農業委員会の状況というところは、統計情報等に基づく数字が記載されています。昨年５月に活動計画を作成したときと同じ数字が入っています。

次に、資料の冊子、３９ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。国の考え方においては、これからの農業は規模を拡大して、効率的で採算のとれるような経営を行う少数の農業者が担うべきで、その効率的な経営を行う農業者へ農地を集積していく必要があると考えられています。また、そのような農業者は、基本的には認定農業者の認定を受けている者であると考えられているようです。平成２５年度の時点で全国的な担い手への集積面積は５０％と言われていて、これを平成３５年には８０％に引き上げたいという計画が、平成２５年には閣議決定されています。海老名市では、ここで言う担い手の定義に当てはまるのは、認定農業者のみですので、この集積面積は、認定農業者５５経営体の市内の耕作面積のことで、平成２８年３月現在、合計が88.6ヘクタールでした。これが２のところの目標及び実績というところですけれども、９０ヘクタールになるような目標を立てておりましたが、平成２９年３月現在では、実績としては89.0ヘクタールでした。目標は達成できませんでした。一番下の４のところの表に記載がありますが、新規に認定農業者へ貸し付けられた農地は4.7ヘクタールあり、集積率自体は上がったのですが、認定農業者が減少してしまい、結果としては目標を達成できませんでした。今後も農地の貸し借りについて情報把握に努め、利用権設定事業に

引き続き取り組むという評価の案を作成しております。

次のページ、資料の冊子の４０ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。全国的には新規就農者や農業以外の法人の参入も積極的に促進して、何とか農地を維持しようという考え方がございます。海老名市では平成２８年度、新しく１０アール以上の規模で農業に参入した方は、個人も法人もありませんでした。評価の案としては、一番下の表に記載がありますが、「更なる情報収集に努め、必要なタイミングで情報が提供できるよう備える」としています。

次のページ、資料の冊子の４１ページをご覧ください。遊休農地に関する措置に関する評価です。平成２７年度に農業委員会が行った農地パトロールで、荒廃地であると確認した農地は1.9ヘクタールありました。先日の第１２回定例総会において報告させていただきましたが、平成２８年度の調査の結果では、これが1.0ヘクタールでしたので、結果的に0.9ヘクタール減少したということが記載してあります。市内の荒廃地率は全国的に見ても非常に少ない割合となっております。中段には、皆さんが行った農地パトロールの概要の記録が記入してあります。一番下の行に記載がありますが、評価の案としては、「管内の遊休農地は多くないが、目標は達成できた。今後も引き続き遊休農地解消に向けて遊休農地所有者等へ指導する」、「地区担当委員が担当地区を責任をもって調査し、土地ごとの実情に応じた活動ができた」としております。

次のページ、資料の冊子の４２ページをご覧ください。違反転用への適正な対応です。現在把握している市内の違反転用地はございません。

次のページからは、農業委員会事務の点検です。資料の冊子の４３ページをご覧ください。１番の表には、農地法３条の許可申請案件が、平成２８年４月から、先ほどご審議いただいた３月までの間には２５件あり、法令に基づいて１件ずつ審議を行った旨が記載されています。

同じページ、下の表には、市街化調整区域内の農地転用許可申請が、４月から今月までで２０件審議をいただいておりまして、１件ずつ法令に基づいて審議をした旨が記載されています。

次のページ、資料の冊子の４４ページをご覧ください。右上の表です

が、農地所有適格法人――これは法改正前は農業生産法人と呼んでいた法人ですが――が毎年行わなければならない農業委員会の報告を海老名市では確実に出していただいていることや、法令に基づき、賃借料などの農地の情報を調査し、公表しているということが下のほうにも書いてございます。

次のページ、資料の冊子の４５ページをご覧ください。こちらのページには、法令に基づき議事録を公表していることや、農業者の代表として市や県へ意見を提出しているということが記載されています。

以上が平成２８年の海老名市農業委員会の活動についての点検・評価の案でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

【議　　長】　説明が終わりました。質疑のある方。いられませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑もないようでございますが、今、事務局から説明がありました案件につきまして、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということなので、了承とさせていただきます。

続きまして、（６）平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【主　　事】　平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ついてです。資料の冊子の４６ページをご覧ください。こちらも事務局で案を作成しましたので、ご審議いただきたいと思います。

平成２９年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。４６ページには、農業委員会の状況として、統計的な情報が記載してあります。この中で、農林業センサスは５年に１度の調査でございますので、昨年と数字は変わっていないところもございます。統計的な数字が入っております。

次のページ、資料の４７ページをご覧ください。上のⅡのところ、担い手への農地の利用集積・集約化というところです。現在、89.0ヘクタール

である担い手である認定農業者への市内の集積率が９０ヘクタールとなるような農地の利用集積を進めていくという目標でございます。また、下の段、Ⅲは、新規参入者についての計画です。海老名市においては新規参入希望が多くなく、また、希望する条件に合う農地の出し手がなかなかいないことから、農地は地域の担い手に集積していただくことを第一とするという計画を立てています。

次に、資料の４８ページをご覧ください。上の段に、遊休農地に関する措置とございます。平成２８年度の調査では、海老名市の遊休農地の総面積は1.0ヘクタールでした。これが２９年度の調査結果では、さらに0.3ヘクタール少なくなるよう、遊休農地の地権者等へ働きかけを行っていくという計画案を作成しています。

また、下のＶのところですが、公式に把握している違反転用はありません。違反転用を把握したときには、是正に向けて働きかけを行っていくこととなります。

以上が事務局で作成した活動計画の案でございます。よろしくお願いいたします。

【議　　長】　ただいま説明がございました。活動計画（案）につきまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　それでは、この案を承認としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしと認め、承認とさせていただきます。

次に、（７）農地法第２５条の規定による和解の仲介結果について（報告）を案件といたします。

仲介主任である７番委員から説明をお願いいたします。

【７番委員】　３月１７日、２３日の２回にわたり、平成２９年仲介第１号、耕作権確認請求事件について、和解の期日を実施しましたが、当事者関係が相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められ、和解不成立として事件を打ち切ることに決定しました。

以上、報告です。

【議　　長】　今、仲介主任から説明がございました。これにつきまして質疑のある方。いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　質疑がないようでございましたら、今の和解の仲介結果についての報告を承認としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議　　長】　異議なしということですので、承認とさせていただきます。

次に、７．その他について、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

【議　　長】　事務局から何かありますか。

ほかにないようでございますので、２番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【２番委員】　長い時間、きょうは特別長かったんですけれども、ありがとうございました。桜の便りもちらほら聞かれるようになりまして、我々農業委員も４月から行いまして、任期のうちの１年が過ぎました。今後とも皆様の協力により、円滑な審議を行いたいと思います。よろしくお願いします。

きょうはありがとうございました。

（終了　午後４時５５分）